

報道機関 各位

記者発表資料
平成15年11月12日
問い合わせ先：契約課
担当：坂野
電話：829 - 1180（直通）
内線：2536

総合的な入札制度の改革を進めます

さいたま市では、談合等不正行為防止を目的として入札制度の改革を進めます。

1. 改革項目要旨

(1) 入札方法の改革

今回新たに実施するもの

- ア 入札見積内訳書の提出
- イ 郵便入札の実施（一般競争入札・参加意向確認型指名競争入札）
- ウ 電子入札制度の導入
- エ 建設工事参加意向確認型指名競争入札の適用範囲の拡大

引き続き実施するもの

- オ 一般競争入札・公募型指名競争入札の適用範囲拡大の継続
- カ セレクトランダー（抽選型競争入札）方式の継続
- キ 指名業者数プラス指名方式の継続
- ク 設計価格の事前公表及び予定価格の事後公表の継続

(2) 指名停止措置の強化

談合等不正行為に関連した（独占禁止法違反、談合罪）指名停止期間の拡大

(3) 不正行為発覚時の違約金及び契約解除の規定の新設

契約約款に独占禁止法等違反行為発覚時のペナルティ条項を規定

(4) 下請、資材購入時における地元業者の優先活用

契約約款に市内本店業者の活用を努力条項として規定

2. 実施時期

(1) イについては、10月から実施、(1)アは平成15年11月20日から実施

(2)、(3)、(4)については、平成15年11月20日から施行